

報道関係者 各位

令和8年7月31日(金)

【照会先】

埼玉労働局労働基準部監督課

監督課長 安武 寿和

監察監督官 珍田 圭則

電話番号 048-600-6204

6月における県内の建設工事現場一斉監督の実施結果について

〔16.9%の現場で暑さ指数(WBGT)が未把握〕
〔41.5%の現場で労働安全衛生法に違反〕

たびら こうじ

埼玉労働局（局長 田平 浩二）では、職場における熱中症予防対策の取組を行う「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の取組の一環として、県内の労働基準監督署において、142の建設工事現場に対する一斉監督を実施しました。

「職場における熱中症防止のためのガイドライン」に定める熱中症予防対策については、多くの現場で実施されていましたが、暑さ指数(WBGT)が未把握など、対策に不足がみられる24現場(16.9%)に対して指導を行いました。なお、熱中症予防に係る報告体制の整備等に関する法違反のあった現場はありませんでした。

また、「熱中症予防対策」のほか、建設業における労働災害に多い「高所からの墜落・転落・踏み抜き」や「重機による災害」の防止等について指導を行いました。このうち、労働安全衛生法違反が認められた59現場(違反率41.5%)、157事業者(違反率23.1%)に対しては、法違反の是正に向けて指導等を行いました。

埼玉労働局では、引き続き建設現場における熱中症予防、労働災害防止等に向けて、積極的に監督指導を実施してまいります。

【監督実施結果の概要】＜別添1～4参照＞

○ 実施対象期間

令和8年6月1日から同年6月30日

○ 監督実施建設工事現場数

建設工事現場数:142現場

(全事業者数:680事業者 <元請事業者:142、下請事業者:538>)

○ 熱中症予防対策の状況

「暑さ指数の把握」(実施:83.1%、未実施:16.9%)、「水分・塩分の摂取の確認」(実施:97.9%、未実施:2.1%)、「作業開始前の健康状態の確認」(実施:98.6%、未実施:1.4%)、「熱中症に関する労働衛生教育の実施」(実施:98.6%、未実施:1.4%)、未実施の項目のある現場計:24現場(16.9%)

○ 労働安全衛生法違反の状況

違反現場数:59現場(違反率:41.5%)、違反事業者数:157事業者(違反率:23.1%)

※ 違反現場数の違反率は、違反現場数／建設工事現場数である。

※ 違反事業者数の違反率は、違反事業者数／全事業者数である。

建設現場一斉監督の実施結果の概要

1 「職場における熱中症防止のためのガイドラインに定める熱中症熱中症予防対策の実施状況

今回の実施状況

年度 有無	令和7年度		令和8年度	
	有	無	有	無
熱中症予防対策				
暑さ指数(WBGT)の把握	131現場(84.5%)	24現場(15.5%)	118現場(83.1%)	24現場(16.9%)
水分・塩分の接種の確認	154現場(99.4%)	1現場(0.6%)	139現場(97.9%)	3現場(2.1%)
作業開始前の健康状態の確認	153現場(98.7%)	2現場(1.3%)	140現場(98.6%)	2現場(1.4%)
熱中症に関する労働衛生教育の実施	152現場(98.1%)	3現場(1.9%)	140現場(98.6%)	2現場(1.4%)
熱中症予防対策の未実施があった現場数計	26現場(16.8%)		24現場(16.9%)	

● 暑さ指数(WBGT)を把握している現場のうち、暑さ指数に応じた熱中症予防対策を実施している現場

今回の実施状況

年度 有無	令和7年度 暑さ指数を把握している131現場		令和8年度 暑さ指数を把握している118現場	
	有	無	有	無
熱中症予防対策				
暑さ指数に応じた熱中症予防対策の実施	123現場(93.9%)	8現場(6.1%)	118現場(100.0%)	0現場(0.0%)

2 全体の法違反状況

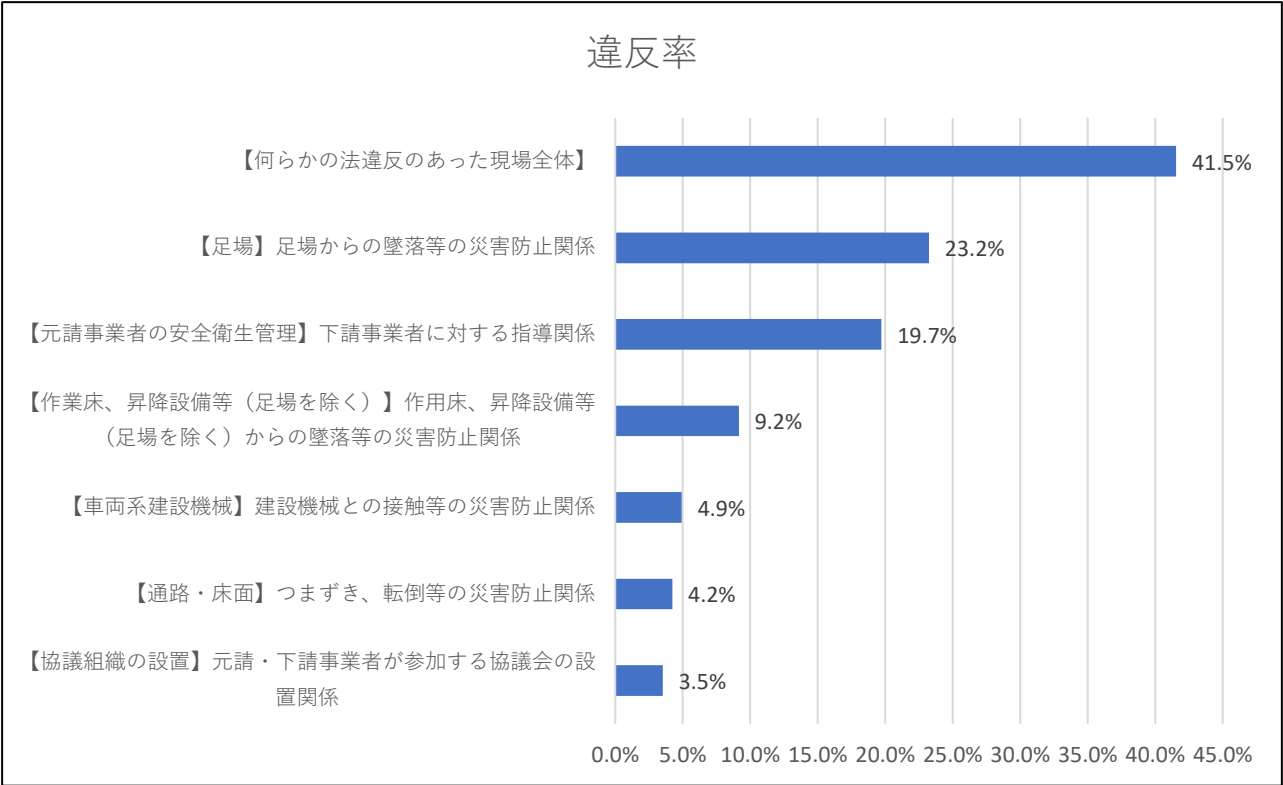
今回の実施結果

項目	年度	令和7年度	令和8年度
監督実施建設工事現場数		155	142
うち違反建設工事現場数		50(32.3%)	59(41.5%)
うち使用停止等処分工事現場数		5(3.2%)	9(6.3%)
監督実施事業者数		1105	680
うち違反事業者数		126(11.4%)	157(23.1%)
うち元請事業者数		155	142
うち違反事業者数		50(32.3%)	57(40.1%)
うち下請事業者数		950	538
うち違反事業者数		76(8.0%)	100(18.6%)
うち使用停止等命令書交付事業者数		10(0.9%)	22(3.2%)

3 主な労働安全衛生法違反の状況（違反条項別）

主な違反事項	違反現場数	主な違反の内容
【足場】 足場からの墜落等の災害防止関係	33現場	・ 足場のですり・さん等の未設置（安衛則第563条、安衛則第655条） ・ 足場の最大積載荷重の未表示等（安衛則第562条、安衛則第655条）
【元請事業者の安全衛生管理】 下請事業者に対する指導関係	28現場	・ 下請事業者に対する労働安全衛生法令順守のための指導の未実施（安衛法第29条）
【作業床、昇降設備等（足場を除く）】 作用床、昇降設備等（足場を除く）からの墜落等の災害防止関係	13現場	・ 開口部の囲い等の未設置（安衛則第519条、安衛則第653条） ・ 安全な昇降設備の未設置（安衛則第526条、安衛則第653条）
【車両系建設機械】 建設機械との接触等の災害防止関係	7現場	・ 作業計画の未作成（安衛則第155条） ・ 接触防止措置の未実施（安衛則第158条）
【通路・床面】 つまずき、転倒等の災害防止関係	6現場	・ 安全な通路の未設置（安衛則第540条） ・ 作業場の床面の安全な状態の不保持（安衛則第544条）
【協議組織の設置】 元請・下請事業者が参加する協議会の設置関係	5現場	・ 協議会の未設置、定期的な開催なし（安衛則第635条）

※安衛法：労働安全衛生法 安衛則：労働安全衛生規則



目指せ！

暑さ対策

日本一

埼玉



STOP！熱中症

クールワークキャンペーン

こまめな水分・塩分補給も
忘れずに！

合言葉「あつい」で職場の対策を！

あ

暑さ指数

の把握と軽減



つ

疲れをためない
(こまめな休憩)



い

異変があれば
すぐ報告！



職場における

熱中症防止のためのガイドライン

を踏まえて対策を取りましょう

厚生労働省

埼玉労働局

職場における熱中症予防対策ポータルサイト

「働く人の今すぐ使える熱中症ガイド」掲載
熱中症対策のeラーニングコンテンツあり



令和7年6月 労働安全衛生規則改正

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業が対象



熱中症のおそれがある作業従事者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者には義務付けられました。



職場における熱中症防止のためのガイドライン

熱中症のおそれのある全ての作業を対象



職場における熱中症防止のために熱中症リスクに応じて行うことが望ましい具体的方法を一体的に示すことにより、事業者がその業種・業態に応じて適切に選択して取り組むよう促すことを通じて、職場における熱中症防止を図ることを目的。

事業者は、熱中症によるリスクを把握・評価した上で、その結果に基づき実施することが適切な対策を選択して実施する。

令和8年「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」



埼玉労働局職場における熱中症対策のページ



熱中症防止のためのガイドライン が策定されました

(令和8年3月18日)

厚生労働省
埼玉労働局

目的

職場における熱中症防止のために熱中症リスクに応じて行うことが望ましい具体的方法を一体的に示すことにより、事業者がその業種・業態に応じて適切に選択して取り組むよう促すことを通じて、職場における熱中症防止を図ることを目的とする。

事業者は、熱中症によるリスクを把握・評価した上で、その結果に基づき実施することが適切な対策を選択して実施する。

適用

熱中症のおそれのある全ての作業を対象



ガイドライン全文等詳細はこちらへ

実施事項

1 熱中症リスクの評価

1 有害性の要因の特定

- 職場において熱中症リスクとなり得る暑熱に関する有害性を特定
 - ・ 有害性としては、高温・多湿な作業環境、連続作業、通気性や透湿性の低い衣服・保護具、身体作業負荷の大きい作業が挙げられる。

2 湿球黒球温度の値(WBGT値)の把握

- JIS B 7922等に適合したWBGT指数計で実測を基本
地域を代表する一般的なWBGTを参考とすることは有効であるが、個々の作業場所や作業ごとの状況は反映されていないことに留意すること。

3 熱中症リスクの評価・検討

熱中症リスクの評価

- ・ WBGT値に、身体作業強度等の補正を行い、熱中症リスクを見積る。
WBGT基準値を超える場合はWBGT値の低減等の熱中症予防対策を実施。

熱中症リスクの低減のための措置の検討

- ・ 作業場所のWBGT値の低減を検討(作業環境管理)。
 - ・ 事業場の実情を踏まえて作業管理。
- ・ 高齢者、熱中症発症リスクに影響を与える疾病や障がいを持つ作業従事者に対しては、作業時間の短縮等を検討。

裏面に続く



2 熱中症リスクに応じた措置

1 安全衛生管理体制の確立等

- ・衛生委員会等を活用し、労使で話し合い、その内容を労働者に周知することが重要。
- 各種管理者等の選任と役割
- ・衛生管理者等を中心に熱中症防止対策を検討。
- 作業手順・作業計画の策定
- 報告体制の整備及び手順等の作成並びに周知



2 作業環境管理

- WBGT値の低減
- ・発熱体との間に遮へい物の設置、簡易な屋根等の設置等。
- 休憩場所の整備等
- ・休憩の設備はできる限り作業従事者が速やかに利用できる場所に設置が望ましい。

3 作業管理

- 作業時間の短縮等 作業の休止時間や休憩時間の確保。
- 暑熱順化 計画的に暑熱順化期間を設ける。
- プレクーリング 作業開始前にあらかじめ深部体温を下げ、作業中の体温上昇を抑制。
- 水分及び塩分の摂取 水分及び塩分の作業前後の摂取と作業中の定期的な摂取。
- 服装による身体冷却 透湿性・通気性の良い服や身体を冷却する機能を持つ服の着用。
- 作業中の巡視 高温多湿作業場所での作業中は巡視を頻繁に行い、健康状態を確認。
- 業種・作業別の対応例

4 健康管理

- 健康診断結果に基づく対応
- 日常の健康管理等
- 作業従事者の健康状態及び暑熱順化の状況等の確認
- ・作業開始前に、当日の体調に普段と異なる変化がないか、睡眠不足がないか等、声かけ。



5 労働衛生教育

簡単な教材でも繰り返し参照することが望ましい。

- 熱中症予防管理者労働衛生教育
- 職長等向け教育
- 作業従事者向け教育



6 異常時の措置

- ・熱中症を疑わせる症状が現れた場合は、一旦、作業を離れ、救急処置として涼しい場所で身体を冷やし、水分及び塩分の摂取等を行うこと。

7 その他

- 実施時期
- いわゆる「スポットワーク」を利用する労働者について
- 注文者や作業場所管理事業者による配慮
- 労働者と異なる場所で就業する個人事業者等について

